

改正

平成27年12月14日告示第284号  
平成28年2月22日告示第29号  
平成29年3月30日告示第70号  
平成30年9月13日告示第252号  
令和3年6月30日告示第208号  
令和5年3月31日告示第101号  
令和6年3月12日告示第64号  
令和7年5月30日告示第207号

樫原市第一号事業所の指定等に関する要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、樫原市第一号事業所の指定等に関する規則（平成27年樫原市規則第28号。以下「指定規則」という。）第9条の規定に基づき、第一号事業所の指定（以下「指定」という。）に係る審査等の基準、手続きその他の必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱における用語の意義は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）並びに法に基づく政令、省令及び告示（以下「介護保険関係法令」という。）における用語の定義の例による。

(指定の申請手続)

**第3条** 法第115条の45の5第1項の指定を受けようとする者（以下「申込事業者」という。）は、指定規則第3条第1項で定める指定申請書（以下「指定申請書」という。）に市長が必要と認める書類（以下「添付書類」という。）を添えて市長に提出し、次条に定める欠格事項に該当しないことを明らかにしなければならない。

2 市長は、必要に応じ、申込事業者に対し、その法人を代表する者本人又はその事業の代表予定者本人から直接に、説明、報告等を求めることができる。

(欠格事項)

**第4条** 申込事業者が次に掲げる者の場合、欠格事項に該当しているものとする。

- (1) 申請者が法人でない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法の規定に基づき指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同様以上の支配力を有する者と認められる者を含む。以下同じ。）又はその事業所等を管理する者（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）
- (4) 法の規定に基づく指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しない者
- (5) 前号に規定する期間内に事業の廃止の届出があった場合において、第4号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しない者
- (6) 法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法令等により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (7) その役員等が第1号から前号までのいずれかに該当する者
- (8) 介護給付費の返還又はそれに伴う加算金の支払を命じられ、当該返還又は支払を命じられた額の全部を納付していない者
- (9) 事業所等の開設に伴い必要となる施設、備品、サービス、人員等の整備等に係る売買、賃貸

借、委託、雇用等に関する契約の相手方又は近隣住民との間で法的紛争が生じている者で、継続的かつ安定的な第一号事業の提供ができなくなるおそれがある者

(10) 利用者又はその関係者（以下「利用者等」という。）が他の利用者を紹介し、又はあつせんすることに対し、利用者等に利益を約し、又は不利益を免れることを約することにより、本来利用者が負担すべき利用料の支払いを免除する等介護保険関係法令、条例、規則その他の法令などに沿った適切な事業の運営ができないおそれがある者

(11) 法令等の規定に基づかず、不特定又は特定の多数の者から、出資金、預り金、会費その他いかなる名称であるかにかかわらず、資金の提供を受けることにより、本来利用者が負担すべき利用料の支払いを免除する等介護保険関係法令、条例、規則その他の法令などに沿った適切な事業の運営ができないおそれがある者

(12) 労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又は執行を受けることがなくなるまでの者

(13) 社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）により納付義務を負う保険料等の滞納処分を受け、引き続き滞納している者

(14) 第1号から前号までに掲げる者のほか、公共の利益若しくは要介護者等の生命、身体、財産等を害する事業又はそれらを害するおそれのある事業を行い、又は当該事業を行うおそれがある者

（指定申請の補正）

**第5条** 市長は、指定申請書及び添付書類（以下「申請書類等」という。）が提出されたときは、記載事項に不備がないこと、必要な書類等が添付されていること等の指定申請の形式上の要件に適合しない申請について、申込事業者に対し、速やかに補正するよう求めるものとする。ただし、第7条各号の規定に該当することが明らかであると認める場合は、当該申請に対して指定しないことを決定する。

（標準処理期間）

**第6条** 申請書類等が提出されてから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間は、前条の補正に要した期間を除き、2月とする。

（指定の審査）

**第7条** 市長は、申請書類等の提出を受けて、当該申請の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請に対して指定しないことを決定する。

(1) 申請書類等の内容が介護保険関係法令及び樫原市第一号事業の人員、設備及び運営並びに第一号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める要綱（平成27年樫原市告示第285号）に定められた人員、設備及び運営に関する基準を満たしていないとき。

(2) 指定を受けようとする事業所等の所在地が樫原市外であるとき。

(3) 申請書類等の内容が第4条第1項各号に該当するとき。

(4) 申請書類等に記載された内容が現状と相違する場合で、当該相違の改善が見込めないとき。

(5) 前3号に掲げるもののほか、法の目的及び趣旨に照らして適正な第一号事業の実施が確保できないと認めるとき。

（変更の届出等）

**第8条** 第一号事業の事業者は、指定規則第5条に規定する事項を変更しようとするときは、遅滞なく同条で定める変更届出書を市長に提出しなければならない。

2 第一号事業の事業者は、次に掲げる事項を変更しようとするときには、市長にあらかじめ変更に係る資料を提出して協議しなければならない。

(1) 利用定員などの変更

(2) 面積要件を伴う事業の実施場所の変更

（事業所等の廃止等）

**第9条** 第一号事業の事業者は、事業所等を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、指定規則第6条に定める廃止・休止届出書を市長に提出しなければならない。

2 第一号事業の事業者は、事業所等を廃止し、又は休止しようとするときは、当該事業所の利用者が継続して第一号事業を受けることができるための措置を講じなければならない。

(事業所等の再開)

**第10条** 休止している事業所等を再開しようとする事業者は、あらかじめ指定規則第6条に定める再開届出書を市長に提出し、再開に係る協議をしなければならない。

(指定の更新の申請手続)

**第11条** 第一号事業の事業者は、指定の更新を受けようとするときは、指定規則第7条で定める指定更新申請書に添付書類を添えて市長に提出し、第4条に規定する欠落事項に該当しないことを明らかにしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第一号事業の事業者は、指定規則附則第2項の規定による指定の更新を受けようとする場合に限り、指定訪問介護事業者、指定通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者(以下「指定訪問介護事業者等」という。)の指定又は指定の更新を受けたことを証する通知の写しを添付することで、添付書類のうち市長が認めるものの添付を省略することができる。

(他市町村に所在する事業所等の指定等の取扱い)

**第12条** 第7条第2号の規定にかかわらず、市長は、他市町村に所在する事業所等のうち、次のいずれにも該当するものその他市長が必要と認めるものに対して、第一号事業所の指定をすることができる。

(1) 指定訪問介護事業者等について法の規定による指定を受けていること。

(2) 当該事業所等で檜原市に住所を有する者が居宅サービス等を受けていること。

2 第3条から前条までの規定(第7条第2号を除く。)は、他市町村に所在する事業所等に対する第一号事業所の指定等の手続について準用する。

3 前項の規定により準用して行う他市町村に所在する事業所等に対する第一号事業所の指定等において、当該指定を受けようとする事業者は、指定訪問介護事業者等の指定又は指定の更新を受けたことを証する通知の写しを添付することで、添付書類のうち市長が認めるものの添付を省略することができる。

(委任)

**第13条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

**附 則** (平成27年12月14日告示第284号)

この要綱は、告示の日から実施し、平成28年4月1日以後に実施する第一号事業の指定から適用する。

**附 則** (平成28年2月22日告示第29号)

この要綱は、告示の日から実施する。

**附 則** (平成29年3月30日告示第70号)

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

**附 則** (平成30年9月13日告示第252号)

この要綱は、平成30年10月1日から実施する。ただし、この要綱の実施の日前に行う指定及び指定の更新の申請並びに届出事項の変更については、なお従前の例による。

**附 則** (令和3年6月30日告示第208号)

この要綱は、告示の日から実施する。

**附 則** (令和5年3月31日告示第101号)

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

**附 則** (令和6年3月12日告示第64号)

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

**附 則** (令和7年5月30日告示第207号抄)

1 この要綱は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行の日から実施する。